

神奈川県監査委員公表第 12 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県代表監査委員から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 28 年 6 月 17 日

神奈川県監査委員 高 岡 香  
同 太 田 眞 晴  
同 土 井 りゅうすけ  
同 赤 井 かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成 27 年 11 月 27 日（神奈川県公報号外第 80 号）神奈川県監査委員公表第 23 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち監査事務局分 1 箇所に係る 1 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
監査事務局 監査課	平成27年 9 月 29 日（平成 27 年 8 月 19 日職 員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、公務出張 に当たり、人事給与システムに よる所定の手続を行わなかった ため、旅費 1 件、620 円を支給し ていなかった。	不適切事項の旅費について は、平成27年 9 月 1 日に本人に 支給した。 今後は、このようなことがな いよう、公務出張における所定 の手続の厳守を周知徹底すると ともに、複数の職員による確認 体制を強化することにより、適 正な事務執行に努めることとし た。